

平成17年6月1日(水曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	木谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 調査係長

議事日程第1号

第2回定例会

平成17年6月1日(水)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第113回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第57回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 第81回全国市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
- (1) 平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 全国市議会議長会表彰状伝達
- " 6 議第38号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- " 7 議案説明
- " 8 委員会付託
- " 9 質疑、討論、採決
- " 10 報告第2号 平成16年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 11 報告第3号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 12 議第39号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 13 議第40号 寒河江市個人情報保護条例の制定について
- " 14 議第41号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- " 15 議第42号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- " 16 議第43号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- " 17 議第44号 寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- " 18 議第45号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について
- " 19 議第46号 寒河江市地域安全条例の制定について
- " 20 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- " 21 議第48号 市道路線の認定について

- ” 2 2 請願第 1 号 中学校給食を含む、教育全般についての検討委員会の早期設立を求める請願
- 日程第 2 3 請願第 2 号 「酒田港に入港する艦船に非核証明書」を求める意見書提出に関する請願
- ” 2 4 請願第 3 号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出に関する請願
- ” 2 5 請願第 4 号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出に関する請願
- ” 2 6 請願第 5 号 地域経済の活性化等を求める意見書提出に関する請願
- ” 2 7 請願第 6 号 住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」（給与の地域間配分見直し）導入を行わないよう求める意見書の提出に関する請願
- ” 2 8 議案説明
- ” 2 9 質疑
- ” 3 0 予算特別委員会設置
- ” 3 1 委員会付託
- 散 会

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成17年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、5月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番猪倉謙太郎議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での審議結果に基づき、本日から6月15日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。



## 第2回定例会日程

平成17年6月1日(水)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 1日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、全国市議会議長会表彰状伝達、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	
6月 2日(木)	休 会			
6月 3日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 4日(土)	休 会			
6月 5日(日)	休 会			
6月 6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 7日(火)	休 会			
6月 8日(水)	休 会			
6月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月10日(金)	休 会			
6月11日(土)	休 会			
6月12日(日)	休 会			
6月13日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月14日(月)	休 会			
6月15日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第113回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第57回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 第81回全国市議会議長会定期総会の報告について

以上の諸般の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告を申し上げます。

初めに、平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国・県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成18年度の要望事項は21件であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

主なものとしたしましては、厳しい行財政下における地方財政の充実強化についての要望を初め、特別養護老人ホーム建設に対する財源措置や農業基盤の整備などを図るための土地改良事業、スマートインターチェンジの本格導入、緑地や公園の整備事業、広域的な道路網の確立と市街地間のスムーズな連結・交流を図るための道路網整備、木の下土地区画整理事業の促進、沼川の整備を行うふるさとの川整備事業などであり、これら重要事業の促進により、将来の発展と未来への飛躍の基礎を築いてまいる所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成16年度の事業報告及び決算であります。プロパー事業を中心とした保有地の処分等に重点的に取り組んだ結果、委託事業では市道中央12号線道路改良用地の処分を行ったほか、プロパー事業では、駅前中心市街地整備関連用地の取得や寒河江中央工業団地、寒河江みずき団地、白岩さくら団地、駅前中心市街地整備関連用地などの処分を行っております。特に大区画の分譲が相次いだ寒河江中央工業団地を初め、寒河江みずき団地や白岩さくら団地も好評のうちに分譲が進んでおり、新しい街なみが形成されているところであります。

以上のような主要事業を実施した結果、当期利益は 874万 3,000円となり、平成16年度末における準備金合計は15億 2,532万 8,000円となっております。

また、平成17年度の事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら、委託事業及び自主事業を積極的に推進することとし、これらに伴う収益的支出予算として22億 6,461万 9,000円を、また資本的支出予算として41億 1,210万 1,000円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成16年度の委託事業としましては、市が管理委託をした7施設を、市民が生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として市民が気軽にスポーツに親しむ機会を提供するため、各種のスポーツ教室などを開催してまいりました。

これらの事業を実施した結果、施設利用者は13万 1,000人を数え、決算総額は歳入歳出とも 5,013万 8,695円となっております。

平成17年度の事業計画及び予算につきましては、財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施するため、予算総額 5,142万 2,000円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2件について、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定に基づき報告申し上げます。

以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ただいまの行政報告中、平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 全体的に土地の価格というか、いろいろあるようでありますけれども、開発公社で今まで全体的に持ち越したという事業があるような感じがいたします。決算書で見ましても、白岩さくら団地初め醍醐団地、それに対して土地の価格が、土地評価額というんですかね、国で発表するものと造成する前の取引の価格というのをどのくらい抱えているのかであります。全体的に、前に取得してまだ売れない土地が残っているはずであります。その辺の感じにはどのように今後取り組んでいくのでしょうか。大体1年に換算すると、どのくらいの土地の価格が開きがあったのか、取引した時点と昨年の決算書の感じの中で、どのくらいの開きがあったのかどうかであります。土地の見直しの評価が行われたのか、行われていないのかお聞きしたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 醍醐住宅団地の話だと思うんですが、醍醐団地では坪6万円から7万円の間に土地の売買を行っている、分譲を行っているというふうなことであります。したがって、去年とことしとどういふふうに価格が開かれたかというふうなことなんですが、提示している額はそのままであります。ただ、6万円から7万円の開きというのは、場所によって、例えば北側である、あるいは小さい団地であるというふうなことで、場所によって6万円から7万円の開きがあるというふうなことでございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 「開発公社30年の歩み」というのを発行されておりますけれども、その間で、今まで持ち越した土地というか、一番売れ残っている年数が長いのは何件ぐらいあるのかどうかです。その辺の感じはどのように評価なされているのかどうかであります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 土地開発公社が長く保有している土地については、見直しを行ったというふうなことはありますけれども、30年からの土地を持っているというふうなことはないと認識しております。（「一番長くて残っているのは」の声あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 プロパー事業の資料というふうなものは今持ち合わせておりませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 今も申しあげたんですけれども、今年度もいろいろ事業の計画が載っているんですけれども、民間でやれるのは民間でやるという政府の方針もありますけれども、寒河江市の開発公社はどのような方針でこれから運営されるのか。理事長である助役から今年度の、計画事業は載っておりますけれども、これからの課題をお聞きしたいと思います。

あと、私から議長にお願いしますけれども、今も企画調整課長「今、手元にありません」と、答弁がずっと、私も昨年12月、当選してから3月と臨時議会を迎えているわけでありまして、管理職は皆様その担当部のプロでありますから、ぜひ「今、手元にない」「書類がありません」ということのないように、ぜひ休憩でもして、議員にわかるように答弁してもらわなければ困ると私は忠告して申しあげたいと思います。議長、その辺の御配慮も、この6月定例議会でそのようなことが絶対ないようにお願いしたいと思います。

助役、これからの、先ほど述べたものに御答弁願えれば幸いです。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 助役。

平成17年6月第2回定例会

荒木 恒助役 まず、開発公社のプロパー事業で保有している土地の処分について、スムーズに処分がされるようにということが第一でございます。そして、全体的に健全な財政運営をできる経営をされる方針で臨んでいきたいというふうに思っております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

全国市議会議長会表彰状の伝達

新宮征一議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状の伝達であります。  
事務局長から申し上げます。

片桐久志事務局長 それでは、私から申し上げます。

去る5月25日、東京日比谷公会堂において開催されました第81回全国市議会議長会定期総会におまして、本市議会から高橋勝文議員、高橋秀治議員、伊藤忠男議員、新宮征一議員が表彰を受けられました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。

高橋勝文議員、高橋秀治議員、伊藤忠男議員には議長から、新宮征一議員には副議長から伝達をお願いいたします。

初めに、高橋勝文議員、登壇願います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市 高橋勝文 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

片桐久志事務局長 高橋秀治議員、御登壇願います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市 高橋秀治 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）



平成17年6月第2回定例会

片桐久志事務局長 伊藤忠男議員、御登壇願います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市 伊藤忠男 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

伊藤忠男副議長

表 彰 状

寒河江市 新宮征一 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

伊藤忠男副議長

表 彰 状

寒河江市 新宮征一 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

片桐久志事務局長 以上で、表彰状の伝達を終わります。

平成17年6月第2回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第6、議第38号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第7、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

平成17年6月第2回定例会

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第38号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木 修委員が本年6月11日をもって任期満了となりますので、新たに鈴木捷蔵氏を委員に選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。



委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号はこれに同意することに決しました。

平成17年6月第2回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第10、報告第2号から日程第27、請願第6号までの18案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第28、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成16年度補正予算で、繰越明許の手续をとりました平成16年度寒河江市一般会計、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申しあげます。

初めに、報告第2号は、まちづくり総合支援事業費 3,591万円及び街なみ環境整備事業費 398万7,000円をそれぞれ平成17年度に繰り越したものであります。

次に、報告第3号は、寒河江市駅前中心市街地整備事業費 6,716万7,000円を繰り越したものであります。

次に、議第39号平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、JR羽前高松駅乗車券類簡易発売委託料など 275万5,000円及び園芸産地拡大強化支援事業費補助金 1,587万8,000円並びにスクーリングサポートネットワーク整備事業費 130万円を追加するものです。

この歳出予算に対する歳入については、県支出金 1,717万8,000円、繰越金 212万1,000円、諸収入63万4,000円に対応することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 131億7,993万3,000円となるものです。

第2表債務負担行為補正については、株式会社チェリーランドさがえの借入金に対する損失補償を追加するものであります。

次に、議第40号寒河江市個人情報保護条例の制定について御説明申しあげます。

個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用などの中止を請求する権利を保障することにより、個人の権利、利益を保護するため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第41号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について御説明申しあげます。

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、審議会の設置に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第42号寒河江市情報公開条例の一部改正について御説明申しあげます。

寒河江市個人情報保護条例が制定されるのに伴い、同条例及び寒河江市情報公開条例に規定する諮問に応じて審査を行う寒河江市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第43号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について御説明申しあげます。

地方自治法の改正により、公の施設に係る指定管理者制度が導入されたことに伴い、その指定手続などに関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第44号寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申しあげます。

地方自治法の改正により、公の施設に係る指定管理者制度が導入されたことに伴い、一括して関係条例の整備を図るため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第45号寒河江市文化財保護条例の一部改正について御説明申しあげます。

文化財保護法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第46号寒河江市地域安全条例の制定について御説明申しあげます。

市民の安全に対する意識の高揚を図るとともに、地域における安全活動を推進することにより市民の安全

で住みよい社会の実現に寄与するため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明申し上げます。

本市の下水道事業は、供用開始から21年が経過し、経年劣化等により施設機能全般にわたってその維持が困難になってきております。そのため施設の円滑な機能保持を目指し、順次改築更新工事に着手することとしており、平成17年度から中央監視制御設備の更新工事を委託しようとするものであります。

この委託協定は、地方自治法第96条第1項第5号に規定する工事の請負に準ずるものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第48号市道路線の認定について御説明申し上げます。

都市計画道路柴橋日田線道路整備事業に伴い、県から移管になる路線及び島南土地区画整理事業により築造された路線など8路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、12案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

新宮征一議長 日程第29、これより質疑に入ります。

報告第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員　チェリーランドさがえにも債務保証ですか、また3年という計画があるわけでありましてけれども、チェリーランドさがえに対しては、市長が就任になったとき、私も創立されると聞いたとき、議会では5年間だけですと念を押してやっているんですが、繰り返し5年に1回ずつになっているような状態がありますけれども、何でチェリーランドさがえだけそんなにやっていかなければならない、損失補償をしなければならぬのかなと私はつくづく思っているわけでありまして。この株主で一緒になって、みんなで損失補償するんだというのなら話もわかりますけれども、寒河江市ばかり重みをしょっているような感じであります。

それに対して市長は、初心に戻る気持ちはないんですかね。初めにつくるときは、議会には5年だけお願いすると言ったはずであります。この議場にいるのは、あとは遠藤議員以外は知っている人はおりませんけれども、その辺の感じで何とかならないのかなと私は思っているんです。どうなんでしょうか、市長。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 荒木助役。

平成17年6月第2回定例会

荒木 恒助役 チェリーランドに対する損失補償については、要請はチェリーランド側から来ているものではなくて、チェリーランドに融資した金融機関から来ているものでありまして、その金融機関から要請が来た都度、損失補償の議案をお願いしているということでありまして、今回もまた新たに金融機関から市の方に要請が来たということでございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 予算書に、市長の説明で、そのように金融機関からあるんだという説明はあってもいいんじゃないですか。助役がそのようにただ答弁して、私初めて知ったわけでありませけれども、そのようなこと一つも提案理由の説明に上がっておりませんし、どうなっているのだと私言いたいんです。

不景気な世の中でありませけれども、市長、初心のこと忘れたのかと、私そのことが聞きたいんです。5億円だけやらせてくださいと。それでようやくチェリーランド創立できたのでありますから、今助役は、金融機関からあったから3年間だけお願いするとなっているわけです。その初心の気持ちを忘れたんですか、市長。ぜひ私聞きたい。あと3年、なら幾らまで、何年まで保証しなければならないのか、あと3年、また3年と。

チェリーランドさがえが拡張事業をやっております。高速道路のサービスエリア、ガソリンスタンド、チェリークア・パークに土地を持っております。土地をやって、民活をだんだん圧迫しているような状態でありますし、そのことを考えれば、初心に戻って、5年間だけで5億円と言ったはずでありますから、市長、その辺をはっきり言ってもらいたい。市民に今のことを言って、助役が言うように金融機関からあったから債務保証するんだという、市民の方は納得しますか。本当ですよ。予算書に載ったとおりに説明すれば「ああ、いいんだか」と市民の方も納得しますけれども、助役言ったように金融機関からあったんだからって「何や」と市民に言われるはめに。議員らも「何やっているんだ」と言われると思います。ぜひ初心に戻って、「5年間だけやらせてください、債務保証5億円」、それでようやく設立できたわけであります。よろしくお願いします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

平成17年6月第2回定例会

佐藤誠六市長 当初に契約書を結んだときのいきさつ等々は十分説明したはずでございまして、議事録等にも載っておるはずでございます。これが継続されるたびにお話もありますけれども、当初からお話し、答弁申しあげたとおりでございまして、以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 これまでもこのことに関してはいろいろと議論をされてきておりますが、金融機関から要請があってというようなことでもあります。その要請した金融機関は株主になっているのかどうか教えていただきたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 地域振興課長。

平成17年6月第2回定例会

尾形清一地域振興課長 お答えいたします。

今回要請ありました金融機関は、山形銀行とJAさがえ西村山農協の2社でありますので、株主になっております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 普通、一般的にみずからが株主になっている者について、損失補償していただくというのは、余り例がないんじゃないかというふうに思うんですね。これはこういう視点からすると、地方財政法上といえますか、問題はないのかどうか。改めて御見解を伺いたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 お答えいたします。

チェリーランドの本体の施設整備は、平成2年から行ったわけでありまして、平成2年のときに十分その辺は検討しまして、損失補償をやったということでありまして、これまで3回の更新をしてきましたけれども、何ら問題はないと思っています。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 ちょっと監査委員にお聞きしたいと思いますが、今の見解で間違いございませんか。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 安孫子監査委員。

平成17年6月第2回定例会

安孫子雅美監査委員 正直申しあげて、詳しいことは私勉強しておりませんが、3回更新されているので、十分に内部で検討されて、特に当初の債務保証の段階では十分その辺を検討されて、議会の議決をもって予算化されたという経緯があるかと思しますので、私、そこまで突っ込んだ監査はやったことがございませんので、その辺は十分にクリアされているというふうに考えております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第41号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 第40号もあつたんですが、まず第41号の関係でお尋ねします。

一つは、任期4年にした理由をまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、委員には市民及び学識経験を有する人からというふうになっているわけでありましてけれども、これは市民に限らず、市外の人もできるというふうに理解しています。しかし現在の委員は全部市民の方です。そして学識経験を有するというふうに言われていますけれども、その委員の方々の研修といいますか、知識といいますか、個人情報保護、あるいは今度情報公開の関係なども両方付随して委員が担当するようになるわけでありまして、そういった法律的な問題についての知識といいますか、そういうふうな部分は委員個人が個人で研修を深められ、知識をお持ちになっているというふうな判断なのか、あるいは審議会として5名の委員がそういう認識を得るための研修などもすることができるのか、こういうふうな点についてどういった見解あるいは運用を事務方としてはなされようとしているのか、この点についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 最初の御質問です。なぜ4年にしたかというふうなことなんですが、これまで各審議会とかそういうふうなものについては4年がほぼ、あるいは5年というふうなこともあったんですけども、それにもとに戻したと。ただ、議会選出の議員が審議会の委員になったとき、これは2年だというふうな改正になったと思います。そんなこともありまして4年というふうなことにしましたということです。

それから、市外の方がいるかと、委員の選出について。これについては学識経験ということで、専門性もあるということから、市外の方も視野に入れながら委員の委嘱を行いたいというふうにも考えております。

それからもう1点は、法律的な知識というふうなことも、当然個人情報保護条例なものですから、そんなこともありまして、先ほど申しましたように専門性のある方というふうなことでございます。

それから、委員の研修というふうなことは考えておりません。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 だから前に任期なども、4年のやつが2年に変わったり、それは議会選出の人が入ったから2年にしたというのは極めてその委員会の性格からして、議会は4年ごとに改選になるわけでありますから、あるいはまた任意で前期・後期のそれぞれ委員の交代を内部的にやっているわけでありますから、そうした場合に、そういう審議会の委員なんていうのは残任期間を、議員が途中で交代になった場合にはやればいいわけでありまして、そういうことからすればやっぱり一貫性を持ってこういう審議会の任期などというのはやるべきだということをまず申しあげておきたいと思います。

それから、今現在も委員がいらっしゃるわけでありましてけれども、これも学驗を有する人の中から選ばれているわけでありまして、寒河江市の場合には、市民の中からだけ選ばれているというふうなことです。したがって私は、市民に限らず弁護士などもやっぱり寒河江でというふうになると大変なのかというふうに思いますけれども、県内にいらっしゃるわけでありまして、ぜひ本当の意味できちっと審査できる委員を委嘱すべきだということを申しあげておきたいと思います。

私もこの審査会、不服申し立てを2回やっておりまして、実際、審査を受けています。そうしますというと、委員の方とのやりとりの中で、極めて委員の任務すら理解をされていない委員の発言がございます。したがって、ぜひ任命する際には、これまでの委員一人一人の考え方、情報公開審査委員としての資質を十分審査していただいて、まさに今回、提案理由で申されているように適正な運営が、この条例の趣旨が守られて、もちろん法の趣旨が守られ、円滑な運用ができる委員を選んでいただきたいということを申しあげながら、これについての見解もお聞かせをいただきたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 先ほど申しましたように、学識経験ということでは専門性を持った方の委嘱というふうなことを考えてまいりたいというふうに考えております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 あともう1点、この審査会についてお尋ねをしたいわけですが、審査会是非公開ではないわけですね、法律上あるいは条例上。それは審査会の会長が、審査会の運用については審査会に諮って決めるというふうになっているわけですから、審査会そのものは必ず非公開としなければならないというものではないというふうに私は理解しています。

したがって、情報開示をめぐる不服申し立てをする場合には、大きく分けて二つあると思うんです。一つは、情報公開したことによってプライバシーが侵害されたという形で異議申し立てを侵害された側からされる場合。もう一つは、情報公開というのは情報を公開する、行政の説明責任を求めていく、あるいは個人の部分の情報を公開する。しかし公開できないというふうに言われた場合、ノーという結果が出たものに対してそれはおかしいという立場で、公開度を高める立場での異議申し立てというのと、大きく分ければ二つあると思うんです。

そうした場合に、審査会に異議申し立てを出すわけですから、その異議申し立てを出したこと自体がもうオープン、何ら開示して悪いというものではないわけで、マスコミにも全部出るわけで、そして審査会の中でも陳述の場やなんかがあります。そうした場合には、異議申し立てをもうしていること自体がオープンできる内容でありますから、審査会の中での陳述も当然オープンにされても結構というふうな場合には、異議申し立て者が、陳述する側が審査会に対して傍聴を入れてください、公開してほしいというふうな申し出があった場合には、それは審査会としてその意向を聞いて、傍聴を入れたり公開することも可能なのではないかというふうに私は思っています。そういうことについての今回の審査会の設置をする条例の中では、どのようになるというふうに、そういうことが可能だというふうなことなのか、この点について。審査会自体が決めることではありますけれども、審査会でそういうことも道が開ける制度なのかということをお聞かせをいただきます。条例は当局から提案してつくるわけですから、その部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 議員にお答えしたいんですけども、今の第41号は保護審議会でございますので、審査会に対しては第42号で、情報公開条例の一部改正の中で出てきます。ただ、個人情報保護条例の不服申し立て、第24条でございますが、個人にかかわるものでありますので、その審査については公開できないものと考えております。（発言する者あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 今回の第41号とそれから第40号の中、第42号、関連がありますので、やはり今の議論について、審査会の方のあれについて、考え方としては、審査会の運営については審査会の中で各会長が委員に諮って、中の運営の方式を決めながら審査を進めております。それで、公開か非公開か、特に陳述の場などについてもあるわけですが、基本的には審査の内容を非公開にすることによっていろいろ真っすぐな意見といたしますか、そういうことの論議ができますので、そういう意味から非公開という形にすることで、審査会の中で決めて運営を行っているところでございます。

基本的には議員がおっしゃられたように、考え方としては公開・非公開のやり方はどちらでも可能だと思いますけれども、それは審査会の中で議論をして、一番審査が適正に行われるような方法を審査会の委員が協議をして行っていくものというような形で考えているところであります。



新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 先ほども川越議員からありましたけれども、情報公開制度そのものについて、今、国際結婚がはっております。そのとき、日本語を理解してもらえれば幸いなんですけれども、結婚して日本に定住した外国の人から情報公開などあった場合、その本人から情報公開してくださいとあった場合、なかなか日本語が理解できない面もあると思われましてけれども、そのときは通訳なりというか、世界各国ですから英語やフランス語とか中国語や韓国語、いろいろありますけれども、その場合の対応というのはどのようにこれから考えていくのかどうかです。これは身近な問題でありますけれども、その辺の感じは、あすでもきょうでもあるわけでありまして、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 確かに国際化が進みまして、具体的に帰化などもなされて、寒河江市民でもともと外国籍であった、ないしは外国語を話す方なども多数おられると思います。ただ、そういう場合は全く特異なケースといえますか、例外的なケースでありますので、その際、事前に相談をいただければそれに対応できる、簡単に申しますと通訳の方とかそういう方も含めて対応するような形をとっていくのが自然の形だと思います。

ただ、例外的にその場に来られて、その場で全然わからない言葉をしゃべられて、対応すぐ、いつでもできるようにするというのは、それは基本的に経費と効果の観点から考えれば全くむだでありますので、その都度、事前にお話等があれば、それに合ったような形でいろいろ考えて対応していきたいと、そのような形で考えているところであります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。この議案は改正について関係ある部分についての質問に絞ってください。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 やはり寒河江市に在住している国際結婚している人を今現在把握しているのは市民課ですかね。一番わかるところで何カ国の方がいるんでしょうかね。その辺も把握しているんでしょうか、私から言わせれば。当然対応しなくてはならないでしょう、これからの問題ですから。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 先ほども申しあげましたけれども、今回の提案されている議案は、一部を改正するという  
ことでの提案ですので、改正部分についての質問を受けますから、それ以外の基本的な部分については別の機  
会にお願いしたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 いや、言いますけれども、現実にあつたらどのように対応するんだと私聞いているんです。じゃ、今現在何力国の方がいるかということも、これから当然起きる可能性は十分あるんです。情報公開やるとき、わからないなんて言ったら大変なことになるんじゃないですか。そのための対応策も考えると私は言っているんです。何も悪いことを言っているわけじゃないんですから。議長の権限でとめるんならとめても結構ですけども、私なりにもありますから、それでは。議場で議員が論議するのは当たり前でしょう。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 いや、とめるとかそういうふうなのじゃなくて、今回の趣旨は、改正の部分について質問してくださいということをしているんです。基本的な部分は別の機会にお願いしたいと。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 とんでもないですよ。現実起きて、これからあった場合の対応を聞いているんです、何カ国の方がいるということで。これ以上、私からすれば、答弁できなくなるんですから。議長から言っているから私やっているわけですよ。当局に求めているんです。議長に求めているんでない。議長の発言を許し受けたからしているんですよ。議長の権限でとめるんならとめても結構ですよ。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 先ほど申しあげたことと少し重なりますが、やはりそういう特別なケースといたしますか、特異なケースについては、それなりの対応といたしますか、事前にたとえどんな言葉を話されてもそれに対応できる方も市内にいろいろおられますので、その辺の対応については事前にさえしていただければ、きちんと対応するような形でやっていきたいというふうに思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり国際結婚がはやっているんだから、当然条例の中にも見込んでやらなければならないと私は思っているんです。やはり外国人の方が日本人と結婚しても、人権だけは守らなければならないわけですから、同じく他国から来て、日本に定住するわけでありまして、そのことを考えて私は申しあげているわけでありまして。やはり日本国民、寒河江市民のことだけを考えていたのではちょっと矛盾するのではないかなと私は思うんです。当然寒河江市に来れば国民健康保険や学校やいろいろなものの手続があるわけです。その辺の手続に来たときに、だめだの何だのって、最悪の場合は法務大臣の許可まで要るんですから、在留許可の申請するといったって。山形県内では、寒河江では仙台あたりまで行かなければならないんです。その交通費もままならない。

そのことも考えれば、情報公開でこうしてくれと言われた場合にも対応してもらいたいと私は言っているわけでありまして。議長もその辺も、市長も認識して、十分にこれからやってもらいたいと。国際化は目の前に迫っている、少子化も迫っているわけでありましてから、議長からも注意を受けるのは十分わかりますけれども、当然この辺も議員の皆様も認識して審議してもらいたいと私は思っております。市当局もそのように認識してもらいたいと思います。

以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 32ページの第4条2(4)ですね。市長等が施設の性質等を考慮し、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成することができるかと認めるときというふうなことがあります。これは例えばどういうことを指しているのか、具体的に教えていただきたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えします。

第2条の方で公募ということをお願いしております。これは原則として公募だというふうなことを考えまして、その例外として第4条第2項の第3号、第4号を掲げておりますけれども、具体的にどうこうということは、今現在想定してつくっているものではございませんので、個々の施設ごとに判断をしていくというふうなことでございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 せっかくの公募がこうしたたし書きといいますか、があることによってそれがなおざりにされる可能性があるというふうに思ったものですから、具体的にはどういうことを指して提案なされているのかということをお聞きしたんですが、今のところないという話であります。じゃ、何でこういうふうなことが出てきたのか、わかれば教えていただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 個々の施設ごとに現在の管理の状況を考えたときに、やっぱり施設によっては非常に少ないといいますが、そんなことで管理ができているというふうな場合もあるいはあるのかなというふうなこともありまして、そのような規定にしております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ほかにありませんか。内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 だから原則といいますか、公募というのがあって、それがこの（４）の規定を設けたことによって、それが正しくなされないことが出てくるんじゃないかということを私は懸念しているんですが、そういうことはないんですか。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 これは特殊な例として考えておりますので、原則は公募でありまして、あと実際に仮に公募するかしらないかというようなことを決める際には、その辺を十分に検討して、その中で判断していくこととなりますので、原則がないがしろになるというふうなことはないものと考えております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ほかにありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 一般質問でも通告してありますので、なるたけ簡潔に伺いたいと思いますけれども、一つは、非常に大ざっぱな条例になっています。細部についてはどのようなものが決められていくのかもわかりません。恐らく規則等によって補完していくのではないかと思いますけれども、何々を規則その他で定めようとしているのか。例えば今話があったことなどもそうですけれども、市長等が特別に公募によらず管理委託をしていくケースはどのようなケースなのかとか、それから管理委託期間の設定をどうするのかとか、ちょっとわからない、要するに触れていないところがたくさんある条例になっています。それらをどのような形でより完璧なものに補完していくのかということがありますので、その附則その他で、規則等で予定している項目だけでも教えていただければというふうに思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えをいたします。

条例の第3条の方で、その他規則で定める書類を添えて申請期間内に市長等に申請しなければならないというふうにしておりますので、規則の方では、項目といたしまして施設の概要、申請の資格、申請を受け付ける期間、あと先ほど言われました指定期間、あと管理業務の範囲及び具体的内容とその他市長が定める事項などについて規則で定めまして、それをもとに個々の施設ごとに募集要綱をつくりまして、それでそれを明示しまして申請していただくというふうなことを考えております。個々の施設ごとに内容が変わってきておりますので、規則でも項目を挙げまして、具体的な内容はそれぞれの施設ごとに検討いたしまして、募集要綱を定めて申請していただくというふうなことを考えております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 遠藤議員。

平成17年6月第2回定例会

遠藤聖作議員 この条例の審査に必要な書類の一つでもありますので、ぜひ提出していただきたい。議長にそのことを配慮、お願いしておきます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 この全体の中で何点かお聞きいたします。

まず、ただいまある議員からあったように、各施設、現金取り扱いの問題の支障がないのか。あと、指定団体から政治資金を受けた場合は、公職選挙法に違反しないのか。選管でどのように考えているかわかりませんが、指定になってからじゃ遅いんですから、提案者は当局でありますけれども、こういう場合、もし、ないとも考えられないんですよ、現金取扱いは市の条例で決まっているんですから。あと、指定団体になってから、政治資金しますよとなった場合はどのように対応するんですか。そんなこと一つもうたっていないんですからね、現金取り扱いの、ちらっとはありますけれども、その辺も検討なされたのかどうかです。公職選挙法ですから、選挙管理委員会ですけれども、行革担当ばかりじゃなく、皆の関係課にかかわりするものでありますので、ぜひ統一の見解をお願い申し上げます。わからなければ休憩してください。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 現金の取り扱いにつきましては、現在でも徴収委託ということで管理委託者の方に委託をしております。これについては、地方自治法の施行令の方でできることになっておりますので、現金の徴収については問題はないかと思えます。

政治資金規正法については、申しわけございません。私よく存じ上げておりません。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ほかにありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 わからないなんて言わないでくださいよ、提案者なんだから。議員がわからないから聞いているんだということを理解してくださいよ。当然、指定管理者という団体は、営利企業にするかどうか私はわかりませんが、もし委託する市長の方で政治資金しましたとなつて、後から発覚した場合、何するのだと私聞いているんです。そんなこと一つも載っていないんじゃないですか。現金取り扱いは今言ったけれども、その取り扱い、どうなるんですかと聞いているんです、あつた場合は。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 選挙管理委員会事務局長。

平成17年6月第2回定例会

鈴木一徳選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

政治資金規正法等について、ちょっと詳細まで把握していませんけれども、法律に触れるような形の献金というのは当然あり得ないものでありますので、法律に照らしてそこは判断されるものと思っています。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 これから寒河江市に指定管理者で管理委託すると言っている条例提案しているんですから、当然、団体でなく、今度は個人でしたとなった場合も、いろいろ考えられるのであります。その辺もやはり提案者として、市長提案しているんですから、どのように認識するのかなと私興味を持っていたんですけども、選管で書類、手元にないと。みんな管理職、プロなんですよ、そこの。今手元にない、手元に。先ほども議長に申したとおり、休憩でもしてちゃんと調べて答弁してもらいたいと私は思うんです。これでは何のための議会だかわからない、今手元にない、手元にないって。みんな専門のプロですよ、管理職でもなんでも。そこを私強く言いたい、だから。（「そうだ、そのとおりだ」の声あり）今手元に書類ないって、それ以上、私質問できませんよ、それなら。実際あった場合になってから対応したときでは遅くなる。団体だろうと、個人からあった場合の対応も聞きたい。そのことは一つも載っていないんです、この中に。提案なされている方、市長なんですから、私あと、3問だからできませんけれども、どうなんでしょうか、その辺。議長のお計らいでちゃんとしてもらいたいですよ。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 具体的に今の質問に対しては、行財政改革推進課長とそれから選管の局長の方からお答えを申しているわけでありますので、ただ、詳細とか具体的な事例、そういうものについてはあれということで、答えとしては全体的にきちとお答えをしているというふうになっておりますので、そういうふう感じております。以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第44号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第45号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。（「間違った」の声あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第46号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 失礼しました。

先日来、この問題についてはマスコミ等にも報道されておりまして、非常に興味を持って見ているんでありますけれども、これについても非常に条例文が抽象的で、どういうふうなことになっていくのかよくわかりません。

ただ、市の責務、市民の責務というふうに規定がされておりまして、犯罪や事故防止に関する広報啓発、それから環境の整備というのが市の責務で、市民の責務はこれらに協力をして推進に努めるというふうになっております。そうすると、この文面から読み取れることの内容の大きな一つとして、子供たちの安全というふうなことが中心の一つになるのではないかというふうに理解しますけれども、これまで歴代PTAあるいは学校関係者等からいろいろな交通安全上の問題とか防犯上の問題で、教育委員会に対して毎年要望書が提出されています。こういうものを具体的に行政としては特別力を入れて年次計画等で整備を図っていくとかというふうなことになっていくのか。もう少しこの条例にふさわしい施策の具体的な展開がどうなるのか説明がないとだめなんじゃないかというふうに思います。担当はわかりませんが、教えていただきたい。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 生活環境課長。

有川洋一生活環境課長 お答え申し上げます。

この条例の制定の趣旨でございますけれども、最近の生活圏の拡大に伴いましていろいろなところからいろいろな情報が入りまして、さまざまな犯罪が発生しているというふうな状況になってございます。先ほど御質問にもありましたとおり、子供たちの安全につきましても新聞報道でなされておりますとおり、監禁事件とかそれから誘拐のような形、殺傷事件というふうなものが発生しております、市内におきましても、平成16年度におきましてはそこまではいかないまでも、不審者による声かけ事件というふうなものが発生しております、これが26件にも及ぶというふうなことになっております。

そのために、いろいろな関係から防犯に対する意識高揚を図らなければいけないということで、警察の方でも一生懸命頑張っているわけでございますけれども、それだけでは十分な対応ができないのではないかとこのこと、地域と一体となって、学校・関係者が一体となって防犯体制等を構築していくというふうなことに取り組まなければいけないというふうなことで、全般的な大ざっぱというふうなことになりますけれども、こういうふうな条例を制定して、市民にPRをして認識を高めていきたいというふうな考えでございます。

具体的な施策というふうになりますけれども、このことにつきましては、これまでの地域の中で活動してきたことを踏まえまして、ただいま申しあげましたいろいろな関係の団体・機関、そういうふうな団体が連携を保ちながら、それぞれの立場で具体的な対応をしていくというふうなことで考えているわけでございます。

以上でございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 抽象的な答弁で……、意味はわかります。わかりますけれども、それを受けてどのような具体的な施策を展開していくのかということがなければならぬのではないかとこのように思います。それぞれのセクションがあると思うんですけれども、それぞれがそれぞれにこの条例に沿って行動を具体化していくというふうになるのではないかと思います。その推進体制をどうとっていくのかというのが今の説明でもはっきりしませんでした。ぜひそこら辺の説明があってしかるべきではないかということが一つと。

それから、市民の受け皿がどうなるのか。いわゆる関係機関、行政機関等の取り組みと同時に、市民の側の受け皿をどうしていくのか。市民会議的なものが町会長連合会長などが代表者になってできたようでありますがけれども、地域に行くとはだめなんですね。もう少し細分化された取り組み。一方で非常にプライバシーにもかかわるような事件も多いわけですので、そこら辺の対応がとても難しいのではないかと、具体化していく場合はですね、と思いますけれども、そこら辺にも配慮しながら、どういうふうに構築していくのか、そこら辺、大上段に振りかぶった条例だけでももう少し詳細な具体化した計画を提示していただきたいというふうに思います。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 今度、下水道も終末処理場の事業ありますけれども、日本下水道事業団にやって金額提示されておりますけれども、この中に消費税が含まれているのか、いないのか、まず第1点。

あと事業団が仕事、随契ですから、やるわけです。でも、ほとんど地元の業者、1次、2次、3次という業者が下請やるのが実態であります。そこでお尋ねしたいんですけども、建設業退職金、私も昭和58年9月に取り上げて、寒河江市で300万円以上、建設業退職金購入すると10月から前市長が約束して、今日まで私なりに取り上げてきているわけでありまして、大手になればなるほど購入しない業者が多いんです。このたびの事業団のは、所長初め何人かの職員だけが来て、あとはほとんど地元の業者がやるわけです。地元も1次、2次、3次、4次、5次ぐらい、ほとんど末端の人まで建設業退職金、もらったと聞いたときはありません。このたびどのように取り扱いをするんですか。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 下水道課長。

佐藤 昭下水道課長 お答えいたします。

まず、消費税が含まれているかどうかというふうなことでございますけれども、協定額については、消費税はすべて含まれている金額でございます。

それから次に、建退共、これは建設業退職金共済制度であると思っておりますけれども、やはりこの制度は国がつくった建設業退職金制度であることから、事業団においてもこの制度は遵守するというふうなことから、終始において添付するべくしておるようでございます。その辺は確認をとっているところでございます。したがって、共済証紙基準の共済証紙額の割合は、やっぱりその請負金額において購入するとしておるようでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 これは、東京オリンピック前後にできた制度でございます。今も特殊法人整理統合になっておりますけれども、団体は存続しております。やはり末端で働く人のために、日給の人のためにある制度であります。大手や事業団や何かはみんな保険に入っております。末端に来ると、一番末端の人は日給であります。今の単価、下げ下げで大変な時代であります。そうでなくても建設業、公共事業少なくて倒産したり何したり、末端で働いている人は本当にお金をもらえないと言っている状態でありますし、まして国土交通省の外部団体でもあります。

下水道課の職員も、埼玉県戸田市の下水道処理センターに行って研修してきたと私は認識しておりますし、自分も知っておりますし、ここにある場所は。そういうこともあるんですから、当然いい制度でありますし、建設業退職金の 実行をしてもらいたいと思います。大体70%から80%と聞いております。土木工事、1000分の 3.5という金額が標準でありますけれども、その辺に基づいて、ぜひ凍結したならば議会にも報告してもらいたい。そうでなければ、末端で働いている山形県の第1次、第2次、第3次になっても大変であります。その辺の認識してもらいたいと思います。

議会に報告できるか、できないかのその辺の御答弁を願います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 下水道課長。

佐藤 昭下水道課長 お答えいたします。

今の御質問は、下請させた場合というふうなことですけれども、やはり受注業者が工事を下請させる場合というふうなことで、その辺で請負金額に応じて建設業法で言う土木工事とか、それから建築工事とか、そういうふうな場合の割合で証紙を買うというふうな行為でございます。それによっては、契約段階においてその証紙をつけていただきまして契約するというふうな内容でございます。我々、下水道事業をやっておりますけれども、その場合も証紙を今の割合で張っていただいて、そして契約をするというふうなことでございます。そういうようなことから、チェックをしながらその金額の証紙分を張っていただくというふうな内容で契約をしているものでございます。

以上でございます。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第48号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第30、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第39号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第39号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

## 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第40号、議第41号 議第42号、議第43号 議第44号、請願第2号 請願第3号、請願第6号
文教厚生委員会	議第45号、議第46号 請願第1号、請願第4号
建設経済委員会	議第47号、議第48号 請願第5号
予算特別委員会	議第39号

平成17年6月第2回定例会

散 会 午前10時55分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。